

## ○熊谷市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成 25 年 2 月 28 日 規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊谷市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 25 年条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第 2 条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書（会派用）（様式第 1 号）を提出しなければならない。

2 前項の規定により申請した事項に異動が生じたときは、速やかに、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付変更申請書（会派用）（様式第 2 号）を提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けようとする議員は、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書（議員用）（様式第 3 号）を提出しなければならない。

4 第 1 項及び前項に規定する申請書は、毎年度 4 月 7 日までに提出しなければならない。ただし、条例第 4 条第 2 項ただし書及び条例第 5 条第 2 項ただし書の規定により政務活動費の交付を受けようとする場合にあつては任期が満了する日の翌日の属する月の末日から、条例第 4 条第 3 項の規定により政務活動費の交付を受けようとする場合にあつては所属議員の数に変更があつた日の属する月の末日から、条例第 5 条第 3 項の規定により政務活動費の交付を受けようとする場合にあつては議員となつた日の属する月の末日から起算して 7 日以内に提出しなければならない。

(交付決定)

第 3 条 市長は、速やかに、前条の規定により申請のあつた会派及び議員に交付すべき政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者及び議員に政務活動費交付決定通知書（会派用・議員用）（様式第 4 号）により通知しなければならない。

(交付請求)

第 4 条 前条の規定により政務活動費の交付決定を受けた会派の代表者又は議員は、市長に対し、当該交付決定の日から起算して 7 日以内に、政務活動費交付請求書（会派用）（様式第 5 号）又は政務活動費交付請求書（議員用）（様式第 6 号）を提出しなければならない。

(収支報告書の写しの送付)

第 5 条 議長は、条例第 8 条の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿の保管)

第 6 条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び議員は、政務活動費の収入及び支出について会計帳簿を調製し、当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して 10 年を経過する日まで保管しなければならない。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。  
(熊谷市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の廃止)
- 2 熊谷市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則（平成 17 年規則第 2 号）は、廃止する。

### (経過措置)

- 3 この規則の施行の日前に交付された政務調査費に係る前項の規定による廃止前の熊谷市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則第 5 条の規定による収支報告書の写しの送付及び同規則第 6 条の規定による会計帳簿の整理保管については、なお従前の例による。

様式第1号（第2条関係）

政務活動費交付申請書（会派用）

年 月 日

熊谷市長 氏 名 宛  
（熊谷市議会議長経由）

会 派 名  
代表者氏名

印

熊谷市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第1項の規定により、下記のとおり政務活動費の交付を申請します。

記

- 1 会派の名称
- 2 会派結成年月日
- 3 代表者氏名
- 4 経理責任者氏名
- 5 所属議員数 人  
（ 年 月 日現在）
- 6 年度交付申請額 円  
（算出基礎 円× 人）
- 7 所属議員名簿 別添のとおり

※ 交付申請額は、条例第4条第3項の規定により政務活動費の交付を受ける場合には既に交付された額との差額を記入してください。

様式第2号（第2条関係）

政務活動費交付変更申請書（会派用）

年 月 日

熊谷市長 氏名 宛  
（熊谷市議会議長経由）

会派名  
代表者氏名

印

熊谷市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 異動内容

区分	新	旧	異動年月日
会派の名称			
会派代表者名			
経理責任者名			
所属議員数			
交付申請額（年度分）	円	円	

2 所属議員名簿 別添のとおり

様式第3号（第2条関係）

政務活動費交付申請書（議員用）

年 月 日

熊谷市長 氏名 宛  
（熊谷市議会議長経由）

住 所  
議員氏名

印

熊谷市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第3項の規定により、下記のとおり政務活動費の交付を申請します。

記

年度交付申請額 円  
（算出基礎 円× 月）

※ 算出基礎は、条例第5条第3項の規定により政務活動費の交付を受ける場合に記入してください。

様式第4号（第3条関係）

政務活動費交付決定通知書（会派用・議員用）

第 号  
年 月 日

様

熊谷市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のありました政務活動費の交付について、下記のとおり決定しましたので、熊谷市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条の規定により通知します。

記

年度政務活動費交付決定額 円  
(算出基礎) 円× 人  
円× 月

様式第5号（第4条関係）

政務活動費交付請求書（会派用）

年 月 日

熊谷市長 氏 名 宛

会 派 名  
代表者氏名

印

熊谷市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条の規定により、下記のとおり政務活動費の交付を請求します。

記

- 1 年度交付請求額 円  
2 所属議員数 人  
3 口座振込先

金融機関名	銀行	支店
預金種目	普通・当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

様式第 6 号 (第 4 条関係)

政務活動費交付請求書 (議員用)

年 月 日

熊谷市長 氏 名 宛

住 所  
議員氏名

①

熊谷市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 4 条の規定により、下記のとおり政務活動費の交付を請求します。

記

1 年度交付請求額 円

2 口座振込先

金融機関名	銀行	支店
預金種目	普通・当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義		